

1 安全帯を使用しなければならない作業

高さ 2 m 以上で、墜落防止措置を講じることが困難な場所での作業（安衛則第518条）
高さ 2 m 以上の作業床の端や開口部で、手すりなどを設けることが困難な場所での作業（安衛則第519条）
粉碎機および混合機の開口部で、転落のおそれがある場合（安衛則第142条）
ゴンドラの作業床で作業を行うとき（ゴンドラ則第17条）
酸素欠乏危険作業で、作業者が酸欠症で転落するおそれのある場合（酸欠則第 6 条）

2 事業者・労働者の責務

事業者は、高さ 2 m 以上の高所作業で作業員に安全帯を使用させる場合には、安全帯を取付ける設備を設けなければならない（安衛則第521条）
労働者は、高さ 2 m 以上の高所作業で安全帯の使用を命じられたときは使用しなければならない（安衛則第520条）

3 作業主任者が安全帯の使用状況を監視しなければならない作業

型わく支保工の組立て等作業主任者（安衛則第247条）
地山の掘削作業主任者（安衛則第360条）
土止め支保工作業主任者（安衛則第375条）
ずい道等の掘削等作業主任者（安衛則第383条の 3）
ずい道等の覆工作業主任者（安衛則第383条の 5）
採石のための掘削作業主任者（安衛則第404条）
林業架線作業主任者（安衛則第514条）
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者（安衛則第517条の 5）
鋼橋架設等作業主任者（安衛則第517条の 9）
木造建築物の組立て等作業主任者（安衛則第517条の13）
足場の組立て等作業主任者（安衛則第566条）